

### 介護保険サービスにかかる利用者負担額などの軽減・減免

介護保険サービスを利用した場合は、利用者が一定額を負担しますが、所得が少ない世帯の人については軽減・減免される制度があります。

**介護保険施設などに入所時の居住費（滞在費）・食費の軽減**  
介護保険負担限度額認定申請（特定入所者介護サービス費等の支給）

■対象 世帯全員が住民税非課税の人  
居住費（滞在費）・食費の負担の上限（負担限度額）を定め、それを越えた分について特定入所者介護サービス費等が支給され軽減されます。

■負担限度額  
①老齢福祉年金受給者 居住費（滞在費） 〇円、食費 三〇〇円  
②、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額八十万円以下の人 居住費（滞在費） 三二〇円、食費 三九〇円

③、①②に該当しない人 居住費（滞在費） 三二〇円、食費 三九〇円  
※居住費は居住環境により負担限度額が変わります。  
※税制改正により利用者負担

④本人が市町村民税の控除対象者や医療保険の被扶養者となっていないこと  
⑤本人の介護保険料（第二号被保険者については納税義務者となっている国民健康保険税）を滞納していないこと

段階が上昇して第四段階となる人は、激変緩和措置により、居住費（滞在費）・食費にかかる補給付につき、第三段階における利用者負担限度額等を適用します。

**訪問介護利用者負担額の減額**  
訪問介護利用者負担額減額申請

■対象 四十歳～六十四歳で生計中心者が所得税非課税の人  
■減額割合 利用者負担額の七〇パーセント（一か月あたり）

**社会福祉法人による利用者負担額の軽減**  
社会福祉法人による利用者負担額の軽減（社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請）

■対象 世帯全員が住民税非課税の人で、要件を全て満たす人（生活保護受給者及び旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている人は除く）  
■減額割合 軽減対象負担額の二十五パーセント（老齢福祉年金受給者は五十パーセント）

①年間収入が本人で五十万円、世帯員一人増すごとに五十万円を加算した額以下であること  
②世帯全員について、自らの住まい等、日常生活に供する資産以外に活用できる住居や土地など活用できる資産がないこと  
③預貯金などの額が本人で三百五十万円、世帯員一人増すごとに百万円加算した額以下であること

**大崎市が独自に実施する利用者負担額の助成**  
大崎市が独自に実施する利用者負担額の助成（大崎市介護サービス利用者負担助成認定申請）  
■対象 世帯全員が住民税非課税の人  
■助成額 高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給を受けた後の利用者負担額のうち、利用者負担額の二十五パーセント（老齢福祉年金受給者は五十パーセント）

### まちづくり

### 各総合支所市民生活課

### 大崎市まちづくり協議会委員を募集します

これまで培われてきた地域の自治活動を活かしながら、住民が主役となる地域自治組織体制を構築するため、旧市町単位に設置する「まちづくり協議会」の委員を募集します。

市では、市民が主体的にまちづくりを実践し、自立した地域運営を展開していくため、まちづくりに参加できる仕組みや、真に市民のニーズにあった円滑で効率的な行政運営を実現し、市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として、市民と行政が一体となり共に行動できる協働のまちを目指しています。

旧市町の輝く個性が継続・拡大され、それぞれが調和し合うことよって大きな輝きを放つよう、これまで培われてきた地域ごとの自治活動を活かしながら、住民が主役となる地域自治組織体制を構築するため、旧市町単位に「まちづくり協議会」の委員を募集します。

事項等についての調査審議  
▼任期 委員委嘱日から平成二十一年三月三十一日まで  
問い合わせ 各市民生活課  
古川 ☎2315

松山	☎52211
三本木	☎52211
鹿島台	☎56711
岩出山	☎72211
鳴子	☎82101
田尻	☎39111

### お知らせ

### まちづくり協議会の概要

▼役割  
①まちづくり活動の企画・立案及び実施、まちづくり団体等の活動支援及び連絡調整に関する事項についての自主的な協議検討など  
②新市建設計画の変更に関する

- 募集人員 旧市町単位に設置する協議会ごとに若干名
- 応募資格 次のいずれにも該当する人  
①応募する協議会の区域内に住所を有する 18 歳以上の人  
②応募日現在において市の審議会などの委員になっていない人  
③本市の市議会議員並びに職員でない人  
④夜間・休日に開催する協議会にも出席できる人
- 委員の責務等 ①協議会に出席し、まちづくり活動について議論します。  
\*新市建設計画の変更に関する事項等についての調査審議会に出席した場合は、市の規定に基づき、報酬を支払います。  
②委員としての地位を政治目的、営利目的又は宗教目的に利用することはできません。  
③審議において知り得た秘密を漏らしてはいけません。  
次の書類を郵送又は直接提出してください。
- 応募方法 ①公募委員応募用紙（本庁及び各総合支所に用意しています。市のホームページからもダウンロードできます。）  
②『わたしが考える地域づくりについて』800 字程度のレポート。（市販の原稿用紙又は同等用紙（パソコンソフト活用可）を使用）
- 応募期間 6月5日（月）～26日（月）（土日を除く午前8時30分から午後5時15分）
- 選考方法 書類審査と適正や男女比、年齢層等を考慮し決定します。
- 結果通知 選考結果は応募者全員に7月中旬に通知します。

### 知っていますか？ 住宅用火災警報器について

昨年の消防法の改正により、火災発生時の逃げ遅れ防止や早期発見のため、一般用火災警報器の設置が義務付けられることになりました(新築：平成18年6月1日施行、既存住宅：平成20年6月1日施行)。これに伴い悪質な訪問販売の発生が危惧されています。市場価格を超える高額な価格により、購入を強要するような業者には十分気を付けてください。  
住宅用火災警報器はワーキングオフの対象となっています。おかしいと思ったらすぐに消費生活相談窓口へご相談ください。  
大崎地域広域消防ホームページ  
http://www.oosakifire119.jp/  
☎古川総合支所市民安全課消費生活相談 ☎21-7321

### 大崎地域広域行政事務組合 消防士を募集

平成18年度大崎地域広域行政事務組合消防士(上級職・専門系上級職)の採用試験を次の通り行います。

要項・申込書など 消防本部総務課（各消防署）で6月1日(木)から配布。郵送の場合は封筒の表に「消防職員採用試験案内請求」と朱書きし、140円切手貼付の返信用封筒（A4判）を同封  
受付期間 6月1日(木)～30日(金) 午前8時30分から午後5時15分（土・日曜日を除く）郵送の場合は6月30日(金)必着  
試験日 第1次…7月23日(日) 第2次…9月上旬ごろ  
試験会場 大崎地域広域行政事務組合（消防庁舎）講堂  
要項請求・申込先 〒989-6171 古川市北町三丁目2番20号 大崎地域広域行政事務組合消防本部総務課人事研修係

試験区分	職種	採用予定人数	受験資格
大学卒業程度	消防士	若干名	昭和58年4月2日～60年4月1日生まれの人
大学卒程度で電気・化学・建築のいずれかの専門学科を専攻した人			

☎大崎地域広域行政事務組合消防本部総務課 ☎22-2351

### 6月は土砂災害防止月間です

土砂災害は、降雨などに伴い突然発生し、私たちの命や財産を一瞬にして奪い去るとともに、地域にも深刻な被害をもたらします。この時期は、梅雨に入り地盤がゆるみ土砂崩れなどが発生しますので十分注意してください。

### 土砂災害の主な前兆現象

- がけ崩れ  
・がけに割れ目が見える  
・がけから水が湧き出てくる  
・がけから小石がばらばらと落ちてくる  
・がけから木の根が切れるなどの音がある
- 地すべり  
・沢や井戸の水が濁る  
・地面にひび割れができる  
・斜面から水がふき出す  
・家やよう壁に亀裂が入る  
・家やよう壁、樹木や電柱が傾く
- 土石流  
・山鳴りがする  
・急に川の流れが濁り流木が混じっている  
・雨が降り続けているのに川の水位が下がる  
・腐った土の臭いがする

**皆さんの情報提供を！**  
がけ崩れや地すべりの前兆現象や災害現場を発見したり、聞いたりしたらすぐ土砂災害110番へ通報ください。  
**土砂災害に関する情報は 土砂災害110番** 大崎土木事務所 ☎91-0747 建設部建設課 ☎23-8016

みんなで防ごう！  
**土砂災害**